

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

兄が父との家族信託契約を 結びたがっていて…。

子供は独立し、夫と二人、都心のマンションで暮らしています。母は亡くなりましたが、82歳になる父は幸い元気で、家事もママ。庭の植木の手入れが趣味だし、ご近所にも知り合いが多く、ここに最期までずっと独りで住むと言っています。私も父を引き取るほどの余裕はなく、ときたま様子を見に行つて安心しています。

問題は、父ではなく兄なのです。57歳になる兄は、一応良い大学は出たのですが、若い時から転職を繰り返して、妻子とも別れ、千葉のアパートに住んでいるようです。日頃あまり関わ

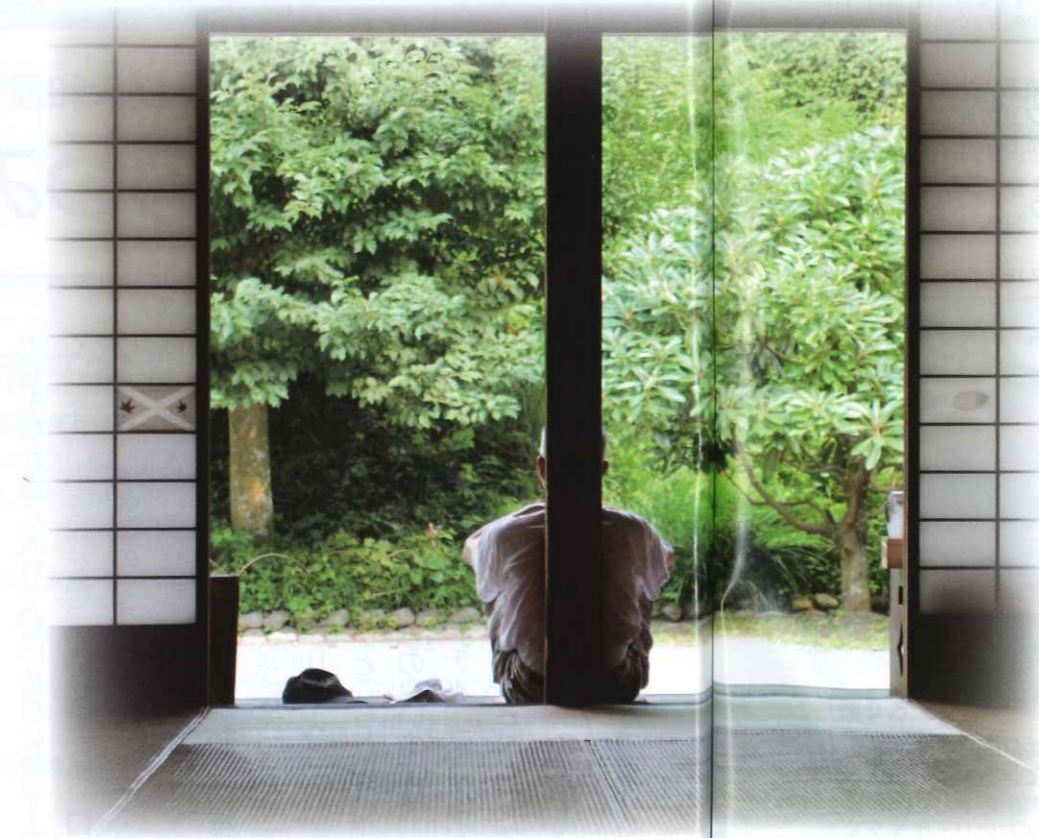
らないようにしているのですが、先日急に、大事な用事があると私方にやってきて言うには、父と家族信託契約を結びたいと。そう父に言いに行ったら、父から、家売って施設に入る気はないと断られたので、私に応援してくれと言うのです。

あきれて、お父さんは施設に入る気はないと言うと、でも認知症になれば独り暮らしはできないし、家も売れなくなる、そ

応じる必要はないと、 お父さまを応援してあげてください。

まあ、そうなのです。いつもはご家族と疎遠な兄上が、しかもお金に困つていそうな状況で、わざわざ言ってくるというのは、素直に考えて、ご自分に得なことがあるからでしょうね。

確かに、完全な認知症にな



つてしまえば、法律行為はできないので、家は売れないし、施設との入所契約もできない。となると、家裁に成年後見を申し立てて後見人を選任してもらい、法律行為を代わりにしてもらわねばなりません。その際親族が選ばれば報酬は放棄してもらいますが、家裁は弁護士や司法書士などの専門職を選びがちです。そうすると月2〜6万円程度の報酬が、何もしてもらわなくても発生することになります。家を売却し（家裁の許可

が必要）、施設に入所すれば、成年後見も不要になると思われませんが、解除はなく、後見（と報酬）が死亡までずっと続くのが成年後見の一つの問題ともいわれています。

まが認知症になるとは限らないですよ。認知症患者が増えていくとはいえ、最期までしっかりしている人もたくさんおられます。もちろん体の衰えは仕方ないですが、これは介護などでやってもらえば済むことです。

その点、お兄さまは間違つてはいませんが、そもそもお父さま

ご本人が家にいたいの、自分と信託契約を結び、家の管理処分を任せろというのは（おそらく預貯金も意図していると思います）、本末転倒でしょう。信託法はそもそも委託者（お父さま）と受託者（お兄さま）との間に信頼関係があり、財産の管理処分を任意で任せられる関係が

基本です。専門家に契約書を作ってもらい、公正証書を作り、不動産の登記もお兄さま名義になるので、勝手に売ってしまうことだって、できないわけではない。本来それは相続後に初めてできることなのですが、家族信託はまだそれほど使われていませんが、成年後見や任意後見の隙間を埋める制度であることも事実だと思います。ですが、まずは信頼関係があればこそ。お父さまも困つていらつしやるでしょう。意思と違うことに応じる必要はない旨ご相談者からも応援してあげてください。